

# 松阪市建設工事入札事務取扱要綱

平成 17 年 1 月 1 日  
松阪市告示第 144 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、松阪市契約規則(平成 17 年規則第 64 号。以下「規則」という。)、松阪市建設工事執行規程(平成 17 年告示第 6 号。以下「規程」という。)その他関係法令に定めるもののほか、松阪市及び松阪市上下水道部における建設工事等の条件付き一般競争入札を適正かつ厳正に執行することについて、定めるものとする。

(定義)

第 2 条 対象工事の種類は、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 項に規定する建設工事ならびに測量、調査及び設計(以下「工事等」という。)とする。

2 この要綱において「郵便入札案件」とは、入札に関する事務を市が指定した郵便方式により行う入札をいう。

3 この要綱において「電子入札案件」とは、市の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織によって処理する情報処理システム(以下「電子入札システム」という。)により行う入札をいう。

(発注公告)

第 3 条 条件付き一般競争入札に付す場合、市長は次の各号について松阪市のホームページ又は閲覧場所に掲示するものとする。

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事概要
- (4) 工期
- (5) 設計金額
- (6) 入札に参加できる者の資格要件
- (7) 入札(開札)日時等
- (8) その他入札に必要とされる事項

2 前項第 6 号に規定する入札に参加できる者の資格要件については、松阪市建設工事等発注基準(平成 17 年告示第 153 号)によるものとする。

3 発注公告の掲示の時期については、毎週月曜日とする。ただし、発注案件がない場合及び急を要する場合は、この限りでない。

4 前項に規定する月曜日が休日の場合や見積り期間に影響が見込まれる場合は、原則その前週の金曜日とする。

(入札参加申請)

第 4 条 入札に参加しようとする者は、各公告内容を確認し、市が指定する入札方式(郵便入札案件又は電子入札案件)において、入札参加申請を行うものとする。

2 郵便入札案件に参加しようとする者は、条件付き一般競争入札参加申請書(第 1 号様式、第

2号様式)及び必要に応じ、配置予定技術者調書(第3号様式)、類似工事の施工実績調書(第4号様式)、直営施工届出書(第5号様式)等をファックスにおいて提出するものとする。また、共同企業体を構成して参加申請する場合は、特定建設工事共同企業体入札参加申請書(第6号様式)、委任状(第7号様式)及び使用印鑑届(第8号様式)を契約監理課まで持参し提出するものとする。

3 郵便入札案件の参加に必要な指定様式は、松阪市のホームページからダウンロードできるものとする。

4 電子入札案件に参加しようとする者は、電子入札システムを利用し、当該申請書提出期間内に参加申請するものとする。また、発注公告において入札参加申請時に提出又は送信を求められた書類は、その指示に従い提出又は送信するものとする。

5 特定建設工事共同企業体の入札参加資格を得て電子入札案件に参加しようとする者は、代表者の別途定める電子証明書を使用し、電子入札システムにより参加申請するものとする。

6 電子入札システムによる入札における詳細については、別途定める要領によるものとする。  
(入札参加者の決定)

第5条 契約担当者が資格審査のうえ参加資格が無いとする場合、郵便入札案件については指定した期日までに電話等で連絡するものとし、電子入札案件については、電子入札システムにより参加否認通知を行うものとする。

(設計図書等)

第6条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、第7条の規定により関係職員の説明を求めることができる。

2 設計図書等は、各発注公告に閲覧の方法を掲示するものとする。

(質問書等)

第7条 入札に参加しようとする者は、設計内容等についてファックスで質問することができる。尚、現場説明会は原則として行わないものとする。

2 質問の回答は、すみやかに質問提出者のみに行うものとする。

(入札保証金)

第8条 規則第8条第3号の規定により免除とする。

(入札)

第9条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。又、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

3 郵便入札案件の入札書提出方法は、一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかにより松阪郵便局留とし、1件の入札につき封筒は1枚とする。なお、入札書を持参した場合は、無効とするものとする。郵送する封筒は、指定サイズ(長さ23.5cm、幅12cm)とし、開札日、件

名、差出人及び「入札書在中」を表記するものとする。(別記1)

4 電子入札参加資格の承認を受けた者は、電子入札案件に対する入札金額等の必要事項をすべて入力した入札書(以下「電子入札書」という。)を当該入札書提出期間の締切時刻まで(以下「入札期間」という。)に電子入札システムに提出するものとする。

5 前2項の場合においては、原則、建設工事の入札に当たり、その金額にかかわらず、積算内訳書(第9号様式)を提出するものとする。なお、郵便入札案件は入札書に同封し、電子入札案件は入札書に添付するものとする。

(入札の取りやめ等)

第10条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(入札書の無効等)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格の無い者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札。

(2) 入札書を封筒に2枚以上入れた場合や、封筒表紙の件名と同封された入札書の件名が異なる場合。

(3) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったとき。

(4) 発注公告により積算内訳書の提出を入札時に求めた場合において、入札書と同時に積算内訳書を提出しなかった場合は、無効とする。

2 同日に開札する契約金額4,000万円未満(建築一式工事は8,000万円未満)の工事における落札件数は1業者1件とする。また、同価入札により保留になった場合でも、その後の開札で落札者(候補を含む。)になった場合、当該同価入札分は無効とする。なお、測量設計等委託業務については、金額にかかわらず全面適用するものとする。

(開札執行補助者)

第12条 開札執行者は市長であり、その執行補助者は、課長(補佐、主幹を含む。)とする。

(開札立会人)

第13条 入札参加資格審査を通過した者に入札参加申請書到着順の番号を付し、参加者数に応じて次の表右欄に掲げる番号に該当した者2名を開札立会人(以下「立会人」という。)として選定する。

資格審査を通過した参加者数	立会人となる番号
2以下	全て
3～5	2・3
6～10	3・6
11～15	4・7
16～20	6・11
21～30	9・17
31以上	13・25

2 立会人は、開札立会人調書(第10号様式)に署名するものとする。

3 立会人は、急用等により立会を欠席しようとする場合は、速やかに契約監理課に申し出ることとする。市長は、無断による欠席と認める場合には、当該入札書を無効にできるものとする。  
(設計価格等の事前公表)

第14条 原則として、設計価格を個々の発注公告に掲示する。ただし、市長が認めた場合はこの限りではない。  
(予定価格等の決定)

第15条 設計価格事前公表型による予定価格は、設計価格と同額とする。  
(最低制限価格の設定)

第16条 設計価格事前公表型入札で最低制限価格を設定しようとする場合、予定価格算出(税抜)の基礎となった各費目に対し、各業種区分のそれぞれの係数を乗じ得た合計額とする。ただし、最低制限価格が業種によって設定された範囲を超える場合においては上限値を、範囲を下回った場合においては下限値を最低制限価格とする。

2 最低制限価格の設定において、予算執行者が特に必要がないと認めるときは、これを省略することができる。  
(入札執行回数等)

第17条 入札執行回数は、1回とする。  
(入札参加業者数)

第18条 入札参加資格条件を満たしている業者は、全て入札に参加できるものとし、参加者数の制限は設けない。

2 入札参加者が無い場合は、参加資格要件を見直し、再発注するものとする。  
(入札の辞退)

第19条 入札参加者は、開札するまでは入札を辞退することができるものとする。なお、入札期間締切り後の辞退については、契約担当者の承諾を得て入札辞退届(第11号様式)により届け出るものとする。

2 入札期間締切り時点で入札書が未到着又は未受信の場合は、当該入札を辞退したものとする。この場合、入札辞退届の提出は不必要とする。

3 入札期間締切り後、入札の辞退が相次ぎ、入札者が1業者となったときは、入札の執行を中止する。  
(同価入札による落札者の決定等)

第20条 郵便入札案件及び電子入札案件において同条第2項に定める電子くじが使用できない場合において、落札となるべき価格の入札をした者が2名以上ある場合は、該当入札者に通知し、当該入札者が直接「くじ」を引き、落札者を決定するものとする。ただし、該当入札者に通知できない、又は「くじ」を引くことができない等の場合は、入札事務に関係のない職員が代理で「くじ」を引くことができるものとする。

2 電子入札システムを使用する入札において落札となるべき価格の入札をした者が2名以上ある場合は、別記3に定める電子くじの仕様により落札者を決定するものとする。

- 3 同条第1項により「くじ」を引く者は、代表権を有する必要はないものとする。
- 4 当該入札者が「くじ」引きを拒否することは、規則第13条第4項の規定により認めないものとする。

(契約保証金)

第21条 契約の相手方は、契約を締結する際には規則第31条に規定する契約保証金を納付するものとする。なお、設計金額500万円未満の契約を締結する場合は、同条第1項第3号の適用にあたり、契約履行証明書(第13号様式)の提出等により契約保証金を免除することができるものとする。

- 2 金銭的保証では履行保証として十分でないため役務的機能を求める契約の場合は、公共工事履行保証証券に係る保証(かし担保特約を付したものに限る。)で、契約保証金は、契約金額の10分の3以上とする。

(契約時における添付書類)

第22条 契約の相手方は、契約を締結する際に次の書類(完納証明書の写し)を添付するものとする。

落札業者	完納証明書
市内、準市内業者	市税、県税及び国税の完納証明書の写し
県内業者	県税及び国税の完納証明書の写し
県外業者	国税の完納証明書の写し

上記証明書は、発行日から3ヶ月間を有効期間とする。

(入札結果等の公表)

第23条 入札結果については、開札当日に速報を松阪市のホームページ及び閲覧場所で公表し、翌日には入札全結果を公表するものとする。

(設計書内訳の公表)

第24条 開札後に当該設計書を閲覧場所で公表するものとし、公表する期間は、当該年度中とする。

- 2 前項で公表する内容は、土木工事が「工事費総括表」、建築工事が「設計内訳書(種目及び科目まで)とする。

(開札の公開)

第25条 開札は、別に定める入札における傍聴者の留意事項(別記2)を遵守することを前提に一般公開とする。

(契約書等の提出)

第26条 落札者は、落札通知書に指定された期日までに、契約書案に記名捺印し、契約担当課まで提出するものとする。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札はその効力を失うものとする。

(異議の申立)

第27条 落札者は、開札後、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第28条 受注件数に偏りが生じたと認められ、受注件数の少ない企業に対する入札執行要領による実施要件を満たしている場合は、当該要領に従い入札を執行するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年7月31日告示179-2号)

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則 (平成21年2月27日告示40号)

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月11日告示44号)

この要綱は、平成22年3月29日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日告示123号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(松阪市建設工事入札事務取扱いに係る予定価格の決定等に関する試行要綱の廃止)

2 松阪市建設工事入札事務取扱いに係る予定価格の決定等に関する試行要綱(平成25年松阪市告示217号)は、廃止する。

附 則 (平成27年3月13日告示36号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日告示49号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年5月13日告示235号)

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日告示129号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月22日告示60号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月16日告示331-4号)

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月1日告示45号)

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

## 松阪市指定サイズ(入札封筒)

松阪郵便局留		5 1 5 - 8 7 9 9
松阪市役所 契約監理課 行		
入札書在中		
開札日	平成 年 月 日開札	
件名		

表面 長さ23.5cm、幅12cm

差出人	所在地	
	会社名	

裏面

- ◎一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかにより差出が確認できる郵送方法とする。
- ◎上記事項は、必ず明記するものとする。
- ◎封筒は、必ずのりで閉じることとする。

## 入札(開札)における傍聴者の留意事項

### (公開の原則)

第1条 入札(開札)の執行は、原則公開とする。

### (入札室に入ることのできない者)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札室に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類等を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、入札(開札)を妨害し、または人に迷惑を及ぼすと認められる者

### (傍聴者の守るべき事項)

第3条 傍聴者は、入札室では次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 入札(開札)に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、哄笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 携帯電話等の音を発する機器の電源を切っておくこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに立ち歩き、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、秩序を乱し、又は入札(開札)の妨害となるような行為をしないこと。

### (傍聴者の退場)

第4条 傍聴者は、非公開と定めた入札(開札)を執行するときは、速やかに退場しなければならない。

### (係員の指示)

第5条 係員は、第3条各号に定める事項を遵守しない傍聴者がある場合には、退出を命じるものとする。この場合において、傍聴者は、すべての係員の指示に従わなければならない。

電子くじの仕様について

電子入札システムにおいて、落札者又は落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2名以上いる場合は、電子くじにより落札者を決定します。

《くじ判定の仕様》

1. 入札参加者は、入札書送信時に任意の3桁の「くじ番号（3桁）」を入力します。  
（以下、「くじ番号」という。）
2. 各入札参加者のくじ番号と入札書提出日時の秒（ミリ秒単位の下3桁を使用）の和を「確定番号」とします。ただし、確定番号が4桁になる場合は下3桁を確定番号とします。
3. 電子くじ対象者を入札書の提出時間の早いものから順に「0、1、2、3、・・・」と番号を付けます。
4. 全ての電子くじ対象者の確定番号の総和を電子くじ対象者の人数で割った余りの数値と上記の3. で付けた番号が一致した入札者が落札業者となります。

《電子くじ計算例》

（設定条件）

- ①開札の結果、A社、B社、C社の3社が同価格の入札で落札候補者となった。
- ②3社の入札書送信時に入力された「くじ番号」は下表のとおりとする。

電子くじ対象者	A社	B社	C社
くじ番号	261	602	077

- ③3社の入札書送信日時の秒（ミリ秒単位の下3桁）は下表のとおりとする。

電子くじ対象者	送信時間	ミリ秒	到着順位
A社	2月1日17時23分23.642秒	642	0
B社	2月2日8時36分19.012秒	012	1
C社	2月2日11時54分48.962秒	962	2

- ④確定番号を決定する。（確定番号＝②のくじ番号の数値＋③の送信数値）

くじ対象者	くじ番号	ミリ秒	確定番号	確定番号の合計（総和） 1556
A社	261	642	903	
B社	602	012	614	
C社	077	962	039	

（注）到着順位早いものから順に、1位は「0」、2位は「1」、3位は「2」と番号を振る。

（注）確定番号は、くじ番号とミリ秒の合計が4桁となった場合は、下3桁を採用する。

- ⑤落札者の決定・・・確定番号の総和をくじ参加者数で割った余りは、下記の計算のとおり「2」となり到着順位「2」のC社と一致することから**C社が落札者**となります。  
（総和） $1556 \div 3 = 518$ 余り2  $\Rightarrow$  余りの値と到着順位が一致